

南茅部地域世界遺産活用支援事業委託業務仕様書

1 委託事業名

南茅部地域世界遺産活用支援事業委託業務

2 目的

函館市は、平成16年に3町1村（戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町）との市町村合併により市域が広がるとともに、水産資源はもとより、自然・温泉・史跡など特色のある新たな地域資源が函館市の魅力として加わった。

一方、日本の総人口が平成20年をピークに減少に転じ、本市においても、人口減少や少子高齢化による地域経済の縮小や雇用機会の減少など、様々な課題が生じてきている。

このような状況のなか、令和3年7月に「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である史跡垣ノ島遺跡・史跡大船遺跡が世界文化遺産に登録されたが、この恵まれた観光資源や水産資源など地域の特徴を活かして函館市内の南茅部地域の活性化を図るため、当該業務を担う民間人材が必要である。

このことを踏まえ、本委託事業は、地域おこし協力隊員として当該民間人材の雇用、育成、その活動管理および支援等を実施するものである。

なお、本委託事業において、函館市と受託契約者が雇用する地域おこし協力隊員との間に、指揮監督関係や任用関係は無いものとする。

3 委託事業の内容

受託契約者は、「函館市地域おこし協力隊の設置に関する要綱」に基づき、以下の事業を実施する。

なお、事業実施にあたり、受託契約者は函館市と密接に連携を図り、事業を円滑に推進できるよう、必要に応じ函館市と打合せ等を実施するとともに、打合せ記録簿等を整備するものとする。

(1) 地域おこし協力隊員の選定および雇用

函館市が募集する地域おこし協力隊員について、応募者の中から適任と判断する者を、函館市とともに協議・選定し令和5年10月1日から雇用する。

(2) 地域おこし協力隊員の活動管理・支援

「7 受託契約者が雇用する地域おこし協力隊員の活動内容」に記載されている地域おこし協力隊員の活動の管理・支援、環境整備を実施する。

(3) 地域おこし協力隊員の報償費等の支給

地域おこし協力隊員に対して、報償費等および必要に応じ活動に要する経費を支給する。なお、報償費等の額については、函館市と協議の上、決定する。

4 委託対象経費

- (1) 地域おこし協力隊員の報償費等
 - ① 報償費等
- (2) 地域おこし協力隊員の活動管理に要する事務経費等
- (3) 地域おこし協力隊員の活動に要する経費
 - ① 住居，活動用車両の借上費
 - ② 活動旅費等移動に要する経費
 - ③ 備品，消耗品等に要する経費
 - ④ 社会保険料等
 - ⑤ 研修に要する経費
 - ⑥ 南茅部支所管内への定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
 - ⑦ 活動拠点とする事務所等に要する経費
※南茅部支所庁舎を使用することも可
(別途行政財産目的外使用許可申請が必要 (有償))
 - ⑧ その他隊員の活動に必要と認める経費

5 受託契約者が雇用する地域おこし協力隊員の要件

受託契約者は，函館市地域おこし協力隊員として委嘱する者（委嘱期間は，最初の委嘱の日から3年を超えない範囲で延長できる。）を雇用するものとする。

6 受託契約者が雇用する地域おこし協力隊員の活動内容

受託契約者が雇用する地域おこし協力隊員は，「函館市地域おこし協力隊の設置に関する要綱」に基づき，以下の範囲内の業務に従事する。

- (1) 南茅部地域の観光振興に関すること
 - ア 地域の観光資源の発掘と商品化検討
 - イ 観光消費額の増に資するお土産品や飲食メニュー等の開発
 - ウ 観光関連団体や人材との連携促進と組織化検討
 - エ 地域イベントの企画・実施
 - オ 旅行代理店と連携した実施可能な新たな旅行プランの提案
 - カ その他上記に類する業務
- (2) 南茅部地域の水産振興に関すること
 - ア 水産業関連に関する課題の洗い出しと整理
 - イ 水産業の収益増に資する効率化や商品化等の検討と実証実験
 - ウ 地域の水産物のブランディング
 - エ 地域の水産業者の後継者対策
 - オ 水産資源を活かした環境保全の推進
 - カ その他上記に類する業務
- (3) 南茅部地域の情報発信と地域交流に関すること

- ア SNS や WEB 等を通じた地域交流に関すること
- イ 動画投稿サイトを活用した地域の魅力発信
- ウ 支所発行の広報物の作成
- エ 地域内の住民との交流プログラム
- オ 観光客と地元住民との交流イベントの企画・実施
- カ 世界遺産を生かした地域づくり懇談会開催運営補助業務
- キ 北海道教育大学函館校との連携による地域づくり支援実習補助業務
- ク その他上記に類する業務

(4) 活動報告

上記(1)から(3)を含む業務内容を取りまとめた報告書を作成し提出する。

ア 活動実績書

受託契約者は、別に定める活動内容を記載した活動実績書を一月単位で協力隊員から取りまとめ、翌月10日までに市長に報告する。

イ 実績報告書

受託契約者は、委託期間の終了後、速やかにすべての業務の内容を取りまとめた実績報告書を作成し提出する。

7 委託期間

業務委託契約締結の日から令和6年3月31日（日）までとする。

8 成果品

- (1) 業務報告書 正本1部 副本1部 CD-ROM等の電子データ1枚

なお、納品場所は函館市南茅部支所産業建設課とする。

9 特記事項

- (1) 受託契約者は、当該事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、函館市個人情報保護条例（平成2年12月20日条例第30号）を遵守しなければならない。
- (2) 当該事業の実施については、本市の担当者と連絡を取り合い実施し、疑義が生じた場合には協議し決定すること。
- (3) 本業務で得たすべての成果品については、本市に帰属するものとし、第三者に譲渡、貸与または公表してはならない。